

富山県中学校体育連盟新規競技種目加盟基準

1 目的

この基準は、富山県中学校総合選手権大会（以下 県選手権大会）における新規競技種目の加盟について、必要な事項を定めるものとする。

2 加盟申請の条件

- (1) 県内中学校生徒の心身の健康・体力の増進、競技力の向上、親睦を図るなど、教育的効果が十分に期待されるものであること。
- (2) 部活動としての位置づけが明確にされている複数の学校が存在していること。
 - ① 顧問が配置されていること。
 - ② 特設部としての活動も可とする。
- (3) 県内4地区のうち2地区以上で競技団体主催の地区大会が実施されていること。また、地区大会へは複数校の参加があること。
- (4) 郡市及び地区の予選会を経た県大会がすでに開催されており、その開催に必要な組織（専門部）が主体的に活動していること。
- (5) 新規競技種目の加盟に関する検討は、次の場合に行う。
 - ① 地区会長から要請があった場合。
 - ② 富山県教育委員会から要請があった場合。
 - ③ （公財）日本体育協会並びに（公財）富山県体育協会に正式加盟し、組織的な活動を実施している競技団体から要請があった場合。
 - ④ その他会長が必要と判断した場合。

3 加盟の申請

- (1) 加盟申請は加盟条件を満たしていることを証明できる資料（加盟申請書、競技団体役員一覧表、年間事業概要及び収支予算書、競技団体規約、地区及び県大会実施要項、その他必要な書類）を添えて、富山県中学校体育連盟（以下県中体連）に申請すること。
- (2) 加盟申請の提出期間は毎年10月1日より12月25日までとする。

4 加盟の決定

- (1) 加盟申請提出後、翌年2月の県中体連運動部活動研究協議会で書類等を審査し、準加盟の可否を決定し、富山県教育委員会及び富山県中学校長会への報告を経て、3月末日までに結果を通知する。
- (2) 準加盟期間を2年間設け、活動の実態を検証する。
- (3) 準加盟期間の2年間の実績を最終年度の2月に行われる県中体連運動部活動研究協議会で審議し、正式加盟の可否を決定し、富山県教育委員会及び富山県中学校長会への報告を経て、3月末日までに結果を通知する。

5 準加盟期間中の大会運営等

- (1) 県選手権大会開催要項に準加盟競技種目として位置づける。
- (2) 県選手権大会の開催地は、専門部で決定、確保する。
- (3) 県中体連が主催する会議に代表者（中学校教諭）1名は参加する。
 - ① 派遣依頼は県中体連事務局から代表者の中学校長宛に発送する。
 - ② 出張旅費については県費旅費負担とする。

- (4) 専門部を組織し、役員名簿を県中体連事務局へ送付すること。
- (5) 準加盟期間中の地区大会については、県選手権大会の予選会として実施する。
 - ① 県選手権大会の出場枠を決めて実施すること。
 - ② 地区大会の大会運営費については、競技団体が負担する。
- (6) 県選手権大会の運営
 - ① 県選手権大会の賞状・優勝メダルは必要分を配付する。(経費は別途徴収する。)
 - ② 県選手権大会の参加料の徴収は県中体連と同額分認めるが、広告・協賛は集めない。
 - ③ 県選手権大会の大会運営費は出場選手数の参加料分とする。
 - ④ 県選手権大会終了後、大会結果及び収支決算書を県中体連事務局まで報告すること。
 - ⑤ 県中体連として救護係の委嘱は行わない。
 - ⑥ 県中体連として出場校の顧問以外の競技役員委嘱は行わない。
 - ⑦ 県中体連として生徒役員の派遣依頼は行わない。
 - ⑧ 出場校顧問の生徒引率への対応は各学校長の判断とする。
- (7) その他
 - ① 県中体連からの強化費の配分は行わない。
 - ② 県中体連主催の強化事業の実施は認めない。
 - ③ 県中体連主催の普及・振興事業の実施は認める。
 - ④ 県選抜大会は実施しない。

6 その他

- (1) 北信越中学校総合競技大会への新加盟が北信越中学校体育連盟で決定した場合、県競技団体と連絡を図りながら、県中体連への加盟や北信越中学校総合競技大会への選手派遣について、県中体連運動部活動研究協議会において審議し、決定する。
- (2) 全国中学校体育大会への新加盟が(公財)日本中学校体育連盟で決定した場合も、上記と同様に対応する。

本基準は、平成22年4月8日から実施する。
平成24年4月12日一部改正、同日から実施する。